

砂川地区広域消防組合消防職員募集（令和5年度採用）

- ・勤務地 砂川地区広域消防組合管内
- ・受験資格 ①～③の全てを満たす方
 - ①採用後、砂川地区広域消防組合管内の指定される市町に居住可能な方
 - ②普通自動車免許(AT限定不可)を取得されている方または取得見込みの方
 - ③次のいずれかに該当する方
 - ・令和5年3月に高校または大学を卒業見込みの方
 - ・救急救命士の資格を有している方（令和5年4月までに資格取得見込み含む）

・登録人員 若干名

・試験日 令和4年9月18日（日）

※新型コロナウイルスの感染状況により試験日程や方法などを変更する可能性があります。

・採用日 令和5年4月1日

・申込 令和4年8月1日（月）～26日（金）までに下記へ（必着）

・願書提出先・お問い合わせ

〒073-0152

砂川市東2条北7丁目1番5号

砂川地区広域消防組合総務課職員係 電話：54-2196

※募集要項、申込書は砂川地区広域消防組合のホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/shisei/bousai_bouka/shoubou/2022-0705-1853-70.html



防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

（1）訓練実施日時 令和4年8月10日（水）午前11時00分ころ

（2）訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 +「これは、Jアラートのテストです。」×3 +下りチャイム音



（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

お問い合わせ 総務課交通防災係

電話：68-2111

児童扶養手当の受給者は現況届の手続きを忘れずに！

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために現況届を提出しなければなりません。

現況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと11月分以降の手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

特別児童扶養手当の受給者は所得状況届の手続きを忘れずに！

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために所得状況届を提出しなければなりません。

所得状況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日時：8月20日（土）11:30～13:30

※11:30から30分ごとの時間予約制です。

メニュー：しょうが焼き定食

テイクアウトも出来ます（予約個数限定）。

料金：大人200円 18歳以下無料

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

申込先：電話090-2811-8196

代表 鎌田真美



※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。